明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（五）

本号で公布された法令のあらまし

◇**日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定**（条約第五号）（外務省）

この協定は、スイスとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、自然人の移動、電子商取引、知的財産等の幅広い分野での協力等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　総則（第一章関係）
協定の目的、適用範囲、透明性、秘密の情報、租税、他の協定との関係、特恵的な協定、実施取極等について定める。

2　物品の貿易（第二章関係）
一方の締約国は、他方の締約国の関税地域の産品に対し、内国民待遇を与えること及び当該一方の締約国及び他方の締約国の原産品であって、当該他方の締約国の関税地域から輸入されるものについて、附属書一の自国の表に定める条件に従って、輸入関税を撤廃し、又は引き下げること等について定める。

3　税関手続及び貿易円滑化（第三章関係）
両締約国の税関手続に関する透明性、協力及び情報の交換等について定める。

4　衛生植物検疫措置（第四章関係）
衛生植物検疫措置に関する両締約国の権利及び義務につき、衛生植物検疫措置の適用に関する協定の適用を定めるとともに、締約国間での専門家による協議等について定める。

5　強制規格、任意規格及び適合性評価手続（第五章関係）
強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野における両締約国の協力、適合性評価手続の結果の受入れ、照会所の指定、小委員会の設置等について定める。

6　サービスの貿易（第六章関係）
一方の締約国は、附属書三の自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、最恵国待遇及び内国民待遇を与えること、一定の市場アクセスに関する措置を維持し採用してはならないこと等について定める。

7　自然人の移動（第七章関係）
一方の締約国は、第七章の規定に従って、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可すること等について定める。

8　電子商取引（第八章関係）
世界貿易機関における電子送信に対する関税不賦課の恒久化へ向けた協力、デジタル・プロダクトの無差別待遇（内国民待遇・最恵国待遇）や市場アクセス、オンラインの消費者の保護や貿易実務に係る文書の電子化等について定める。

9　投資（第九章関係）
一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資活動に関連し、当該投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを定める他、投資家と締約国との間の投資紛争の解決手続、一般的例外及び安全保障のための例外、特定措置の履行要求の禁止、一時的なセーフガード措置等について定める。

10　競争（第一〇章関係）
反競争的行為に対する取組に関する協力等について定める。

11　知的財産（第一一章関係）
一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定の規定に従い、知的財産の保護に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を他方の締約国の国民に与えること、各締約国は、知的財産権に関する自国の行政上の手続の効率性を向上させるための適切な措置をとること等を定める。

12　政府調達（第一二章関係）
政府調達に関する両締約国の権利及び義務、政府調達に関する照会所の指定等について定める。

13　経済関係の緊密化（第一三章関係）
両締約国の産業界による貿易及び投資活動の促進に関する問題に取り組むため、必要に応じて協議すること、両締約国間の経済関係を緊密化するために協力し適切な措置をとること等について定める。

14　紛争解決（第一四章関係）
協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決のための手続について定める。

15　協定の運営（第一五章関係）
合同委員会等協定の運営について定める。

16　最終規定（第一六章関係）
協定の改正、効力発生等について定める。

17　附属書
(一)　両締約国の関税の撤廃及び引下げの実施日程等について定める。（附属書一）
(二)　原産地規則について定める。（附属書二）
(三)　各締約国のサービスに係る留保について定める。（附属書三）
(四)　サービスの国内規制に関する規律について定める。（附属書四）
(五)　サービス提供者の資格の承認について定める。（附属書五）
(六)　金融サービスに関する第六章の補足規定について定める。（附属書六）
(七)　電気通信サービスに関する第六章の補足規定について定める。（附属書七）
(八)　各締約国が自然人の移動について行う特定の約束について定める。（附属書八）
(九)　各締約国の投資に係る留保について定める。（附属書九）
(一〇)　各締約国によりそれぞれ地理的表示として保護されている表示を掲げる。（附属書一〇）